

受付番号	種目番号 350	連絡先	担当 南区総務課庶務係 <small>しよむ がかり</small> 担当者名 <small>よこやま えいき</small> 横山 瑛貴 電話 341-1225
------	-------------	-----	---

設 計 書

- 1 契約名 電話による一斉情報伝達システム利用契約
- 2 履行場所 横浜市南区浦舟町2丁目33番地
- 3 履行期間 期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項

- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 契約概要 南区内の即時避難指示地域に対する避難指示の発令、解除の連絡。
自治会・町内会に対する台風などの災害情報の提供。

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 システム利用料		12	カ月			
2 発信料						
固定電話						
0分～1分		(750)	回			
1分～2分		(4,000)	回			
2分～3分		(250)	回			
小計		(5,000)	回			
携帯電話						
0分～1分		(750)	回			
1分～2分		(4,000)	回			
2分～3分		(250)	回			
小計		(5,000)	回			
3着信料						
固定電話						
0分～1分		(75)	回			
1分～2分		(400)	回			
2分～3分		(25)	回			
小計		(500)	回			
携帯電話						
0分～1分		(75)	回			
1分～2分		(400)	回			
2分～3分		(25)	回			
小計		(500)	回			
合計 (税抜)						
合計 (税込)						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 業務名

電話による一斉情報伝達システム利用契約

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（年間契約）

3 導入場所

横浜市南区浦舟町2丁目33番地

南区総合庁舎6階総務課

4 仕様

（1）データ登録

ア 発信先件数は1,000件まで発信可能であること

イ 氏名や電話番号等はデータベース上、手動で登録、変更、削除ができること

ウ データベースに登録者を登録する際、登録者リストをCSVファイル等で取り出し、取り込みができること

エ 登録者のグループを作成することができ、そのグループに対してCSVファイル等で登録者の電話番号等を取り込み、取り出しができること

（2）自動音声情報送信

ア 登録者に一斉架電が可能であること（ただし、1件の発信当たり1秒程度の時間差が生じるものは可とする）

イ 音声案内の内容はテキスト入力でき適宜決定・変更できること

ウ テキストデータを音声に自動変換できること

エ テキストは150字以上入力が可能なこと

オ 入力したテキストデータは保存ができること

カ 入力ガイダンスの有無が設定できること

キ 音声案内はリピート機能の有無を選択できること

ク 任意の電話番号に音声案内をテスト配信できること

ケ 音声案内は発信時間を予約できること

コ 登録者が電話機のナンバープッシュにより、こちらからの質問等に返答でき、結果の集計が可能なこと

サ 発信時、受信時の両方で登録者に音声伝わっているか確認できるレポート機能があり、レポートをCSVファイル等で取り出しが可能であること

シ 登録者が電話に出られなかった場合、着信番号にリダイヤルしたときに発信内容と同じ内容を確認でき、状況に応じて受信時の伝達内容を編集できる機能があること

（3）運用管理

ア システムの利用者にIDとパスワードを付与し、パソコン及び携帯端末から専用のログイン画面からログインを行うことで、システムが利用できること

- イ システムの稼働時間は原則 24 時間、365 日とする。メンテナンス等で運用を停止する場合には、事前に停止時間を申し出るとともに、本業務に影響を及ぼさないように配慮し、停止時間は可能な限り短くすること
- ウ サーバーのセキュリティ強化の措置を可能な限り行うこと
- エ システム障害が発生した場合、直ちに報告し、迅速に対応すること
- オ システム障害に対処した際は、障害の原因、対処方法等の詳細を報告書に示し、提出すること
- カ 契約期間満了後はシステムに登録された電話番号等は廃棄すること

5 契約

- (1) 契約はシステム利用料の定期金額（12 ヶ月分）と通話料の変動金額（実績分を毎月支払う）も含めた概算契約とし、月ごとに請求を行うこととする。
- (2) 通話回数は設計書の通りとする。
- (3) 用途に応じて使う電話番号を分けるため、2 種類の発信用電話番号を有すること。
- (4) 業務に当たっては、横浜市が定める、「個人情報取扱特記事項」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 内容の疑義

本仕様書に定めのない事項については、別途、委託者と協議の上、その指示に従うこと。